

1 施策の概要

1	将来像	4	安全・安心
2	施策	4-1	防災
3	SDGsの位置付け	    	
4	施策の必要性	南海トラフ巨大地震や気候変動に伴う洪水などの発生リスクが近年高まっていることから、「自助」、「共助」、「公助」の取組が適切かつ継続的に行われるよう、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災対策をより一層推進する必要があります。	
5	施策の方向性	大規模な自然災害が発生した場合でも被害を最小化し迅速に復旧復興する、強くしなやかな地域社会を構築するため、耐震化の促進や雨水対策、地域資源の活用や、広域的な連携等により、自然災害を含む多様な危機に対処するための対策を進めます。 また、地域活動の担い手不足等の課題による地域防災力の低下を防ぐため、次世代を担う防災人材の育成推進や市内事業者との連携により、地域防災力の向上につなげます。	
6	施策内の取組	4-1-1	災害に強いまちづくり
		4-1-2	災害応急・復旧・復興対策のための事前対策
		4-1-3	地域防災力の向上
		4-1-4	災害に強い上下水道の整備
		4-1-5	多様な危機への体制整備
7	分野別計画等	地域防災計画	
		国土強靱化地域計画	
		住宅・建築物耐震改修促進計画	
		災害廃棄物処理計画	
		雨水基本構想	
		下水道総合地震対策計画	
		水道施設更新(耐震化)計画	
		国民保護計画	
8	主な関連法律	災害対策基本法、廃棄物処理法、建築基準法、耐震改修促進法、水防法、土砂災害防止法、水道法、下水道法、国民保護法	

2 各取組の内容

1	取組番号	4-1-1
2	取組名	災害に強いまちづくり
3	現状と課題	過去の災害の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりの推進に向け、都市の防災機能の強化や建築物等の安全化、自然災害やその他災害の予防対策に取り組んでおり、近年、激甚化・頻発化している災害にも対応ができるよう、本市の災害特性を踏まえた継続的な取組を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	本市の災害特性や都市構造の変化を踏まえた都市の防災機能の強化や建築物等の安全化、水害や土砂災害、その他災害の予防対策の推進により、激甚化・頻発化が進む災害にも対応した強いまちが形成されています。
5	取組むこと	大規模災害を想定した住宅・建築物の耐震対策等の促進、災害廃棄物処理体制の確保に加え、水害・土砂災害のリスクを踏まえた予防対策の推進に取り組むことにより、災害に強いまちづくりを一層推進します。
1	取組番号	4-1-2
2	取組名	災害応急・復旧・復興対策のための事前対策
3	現状と課題	災害時の応急・復旧・復興対策の対応に向けて、平時から総合的防災体制等の整備・充実を図っており、近年、激甚化・頻発化している災害にも対応できるよう、さらなる各体制の充実・強化を図り、実効性のある体制づくり等の取組を推進する必要があります。
4	めざすべき姿	総合的防災体制、情報収集伝達体制、避難受入れ体制、避難行動要支援者対策等の体制整備や防災・減災対策の推進により、迅速かつ円滑な災害応急対策活動及び早期の復旧・復興対策活動につながる体制が構築されています。
5	取組むこと	大規模災害に備えた防災拠点の機能充実や情報収集伝達体制の強化、指定避難所の環境や運営マニュアルの整備、高齢者・障害者等に対する支援体制の整備により、人命確保を最優先にした災害応急・復旧・復興対策活動の実施体制の充実に取り組めます。

1	取組番号	4-1-3
2	取組名	地域防災力の向上
3	現状と課題	市民や事業者が災害に備え、災害時には自発的な防災活動が行えるよう自主防災組織等の育成や支援を進めており、今後は、地域特性等も考慮しながら、実態に応じた支援に努めることにより、激甚化・頻発化する災害にも対応できる地域防災力の向上を図る必要があります。
4	めざすべき姿	市民・事業者の主体的な取組を支援・強化することにより、災害への備えや自主的な防災活動が進み、関係団体との連携が強化されており、地域防災力が向上しています。
5	取組むこと	学校等における防災教育の推進やさらなる地域への防災知識の普及により、市民・事業者の防災意識の高揚を図るとともに、市民や事業者等の様々な主体が連携し、地域での活動などを通じて互いの関係性が構築されることで、災害時における防災体制や安否確認が円滑に行えるよう、その支援や強化に取り組みます。
1	取組番号	4-1-4
2	取組名	災害に強い上下水道の整備
3	現状と課題	上水道について、配水池は耐震化を完了していますが、老朽管路については、耐震管による更新を行うとともに、重要給水施設に至る管路の耐震化を引き続き優先して行うほか、水源の多重化を図る必要があります。 下水道について、近年、都市化の進展や農地等の減少に伴う保水・遊水機能の低下や、突発的な豪雨等により雨水排出量が増加するなど、各所で浸水被害が発生しており、効果的な浸水対策を継続的に実施していく必要があります。
4	めざすべき姿	災害が発生しても、上水道は、安定した給水を行えるとともに、下水道は、雨水対策が進行し、浸水被害の軽減が図られています。
5	取組むこと	上水道について、老朽管路及び重要給水施設に至る管路の耐震化を進めていきます。また、水源の多重化を図るため、他市との相互連絡管の活用や送水ルートの変更などによるバックアップ体制の構築に努めます。 下水道について、10年確率降雨 ^{※1} に対応した雨水管渠の整備や管渠能力の増強により浸水被害の軽減を図ります。また、老朽化が進む既存水路についても、計画的に改築を行うとともに、適正な維持管理を行い、流水面の確保に努めます。大規模開発や各戸での雨水貯留施設の設置に努めるとともに、豪雨予報前の土のう等の設置を事業者、市民とともに取り組みます。

1	取組番号	4-1-5
2	取組名	多様な危機への体制整備
3	現状と課題	様々な危機事象に対する市の対応を行動計画等に定めるとともに関係機関と連携しながら対応していますが、依然、これらの危機は予測や予防が困難であるため、さらに緊密な連携体制を構築する必要があります。
4	めざすべき姿	多様な危機に対して、国や大阪府などの関係機関から迅速に必要な情報収集を行い、市民に対して速やかに情報提供が行える連携体制が整っています。
5	取組むこと	各種計画等に基づき、実効性のある危機管理体制を構築するとともに、あらゆる機会をとって国や大阪府などの関係機関との連携体制の強化に取り組みます。

※1 10年確率降雨

10年に1回程度降る雨(1時間当たりの降雨量50ミリ程度)を言います。

1 施策の概要

1	将来像	4	安全・安心
2	施策	4-2	消防・救急
3	SDGsの位置付け	  	
4	施策の必要性	社会を取り巻く環境の変化に伴い、発生する災害はますます複雑多様化し激甚化・頻発化の傾向にあることから、あらゆる災害に備えた消防力の充実強化が必要です。 また、救急需要の増加に対応するため、救急業務の充実強化を図るとともに市民や事業所などの防火意識の向上に努める必要があります。	
5	施策の方向性	多様な災害に即応する消防・救急体制の充実強化を図るとともに、市民の防火意識向上に努め火災予防を推進します。	
6	施策内の取組	4-2-1	消防体制の充実強化
		4-2-2	救急業務の充実強化
		4-2-3	火災予防の推進
7	分野別計画等	国土強靱化地域計画	
8	主な関連法律	消防法、消防組織法、救急救命士法、消防団充実強化法	

2 各取組の内容

1	取組番号	4-2-1
2	取組名	消防体制の充実強化
3	現状と課題	大規模化、複雑多様化する災害に対応するため消防体制の充実強化を進める必要があります。
4	めざすべき姿	複雑多様な災害に迅速に対応できる消防体制を構築できています。
5	取組むこと	消防車両や資機材等の計画的更新整備を図ります。また、大規模災害への対応として消防本部と消防団の連携を強化するとともに、自主防災組織、自衛消防隊 ^{※1} とも連携し、地域コミュニティの災害対応力の向上を図ります。
1	取組番号	4-2-2
2	取組名	救急業務の充実強化
3	現状と課題	高齢化の進展などに伴い、救急の要請は今後も増加することが予想されることから、円滑な救急活動が行えるよう救急業務の充実強化を進める必要があります。
4	めざすべき姿	救急隊員の能力向上や医療機関との連携を強化し、円滑な救急活動を実施できています。
5	取組むこと	円滑な救急活動を実施するため、職員を計画的に医療機関へ派遣し研修を行うとともに、各関係機関との連携を強化します。また、応急手当講習会を実施するとともに、救急車の適時・適切な利用を啓発します。

1	取組番号	4-2-3
2	取組名	火災予防の推進
3	現状と課題	市民や事業所に対して消防訓練や立入検査などを通して防火意識を高めていますが、より一層の防火思想の普及に努める必要があります。
4	めざすべき姿	防火意識が高まり、火災件数が減少しています。
5	取組むこと	防火教育に取り組み、防火思想の普及に努めます。 住宅用火災警報器の適正な維持管理と設置を促進するとともに、防火管理業務の指導を適切に行い、被害の軽減を図ります。

※1 自衛消防隊

消防法において、一定規模を有する事業所に設置が義務付けられている、事業所の従業員により構成された自衛の消防組織です。

1 施策の概要

1	将来像	4	安全・安心
2	施策	4-3	防犯・消費者教育
3	SDGsの位置付け	    	
4	施策の必要性	市民がより安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪の多様化や社会情勢の変化に対応した防犯対策を推進する必要があります。 また、高齢化やデジタル化の急速な進展など、社会情勢の変化に伴い、消費者被害・トラブルも多様化・複雑化しており、消費者が自ら選択し決定する力やリスク回避能力、自分の選択が他者や自分の生活へ及ぼす影響などを考え行動する能力等を養うことが重要となっています。	
5	施策の方向性	安全で安心な地域社会を実現するため、市民、行政(市・警察)、関係団体が連携し、防犯対策の推進や防犯意識の高揚を図り、地域防犯力の向上につなげます。 また、消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実を図りながら消費者意識を高め、自立した消費者を育成するとともに、相談業務の充実や適切な情報提供などにより消費者の安全・安心の確保に取り組みます。	
6	施策内の取組	4-3-1	防犯対策の推進
		4-3-2	消費者教育の推進
7	分野別計画等	国土強靱化地域計画	
8	主な関連法律	消費者基本法、消費者教育の推進に関する法律	

2 各取組の内容

1	取組番号	4-3-1
2	取組名	防犯対策の推進
3	現状と課題	地域・学校・警察・市が連携し、近年の犯罪事象の変化に対する対応に加え、引き続き犯罪防止や防犯に有効な箇所を選定し、防犯カメラや防犯灯等を設置するなどの環境整備を進めるとともに地域防犯力向上に向けて、茨木防犯協会への活動支援や市民への防犯啓発等を行っており、継続した対策や対応が必要です。
4	めざすべき姿	安全・安心に暮らすための環境が整備され、一人ひとりが高い防犯意識を持ち、地域・学校・警察・市が連携を図り、防犯活動に取り組む環境が整っており、犯罪件数が毎年減少しています。
5	取組むこと	地域・学校・警察・市が犯罪抑止のために連携し、プライバシーの保護に配慮した市設置の防犯カメラの適正な運用及び地域における防犯カメラ設置の支援を行うとともに、防犯灯設置等の対策を進めていきます。また、地域の防犯活動を推進し、茨木防犯協会の青色防犯パトロール ^{※1} 等の活動支援を行っていきます。
1	取組番号	4-3-2
2	取組名	消費者教育の推進
3	現状と課題	少子高齢化、情報化など、社会情勢の変化により、消費者トラブルは多様化・複雑化しています。成年年齢引下げなどにより、若年層の消費者トラブルが増加、高齢者を狙った悪質商法 ^{※2} や特殊詐欺 ^{※3} も後を絶ちません。学校、地域、家庭、職場等において、消費者教育を総合的かつ一体的に実践することが求められています。
4	めざすべき姿	市民の一人ひとりが、消費者の権利と役割及び自立について理解し、合理的な意思決定と消費行動ができる能力が育まれています。また、消費者教育の充実等により、危険を未然に回避し、暮らしの安全、安心が確保されることで、一人ひとりが持続可能な社会の実現に向けて寄与できています。
5	取組むこと	関係機関との連携による各世代への消費者教育や啓発を通じ、消費者トラブルや製品事故等の未然・拡大防止や被害の回復に取り組み、自立した消費者 ^{※4} の育成に努めます。

※1 青色防犯パトロール

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールのことを言います。

※2 悪質商法

組織的・反復的に行われる不当な方法を用いた商取引のことを言います。マルチ商法(商品を販売しながら会員を増やす)やキャッチセールス(駅や繁華街で誘い商品を買わせる)などがあります。

※3 特殊詐欺

電話などを用いて対面することなく不特定多数の人から金品をだまし取る詐欺の総称。オレオレ詐欺、還付金詐欺などがあります。

※4 自立した消費者

多くの情報を適切に収集・分析し、主体的、合理的な判断を行い、行動することができる消費者のことを言います。